

〇いちき串木野市ホームページ広告掲載取扱要領

平成19年5月1日告示第66号改正

平成21年4月1日告示第49号

いちき串木野市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、いちき串木野市有料等広告掲載に関する基本要綱（平成19年いちき串木野市告示第64号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、市がインターネットに公開しているホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告掲載の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

**第2条** ホームページに掲載する広告の種類は、バナー広告とする。

(広告の掲載位置及び順序)

**第3条** 広告の掲載位置は、ホームページのトップページ画面で、市が指定する位置及び順序とする。

(広告の規格)

**第4条** 掲載するバナー広告の規格は、縦60ピクセル、横120ピクセル、データ量は4キロバイト以内で、データ形式はG I F形式とする。

2 バナー広告のデザイン及び色彩等は、ホームページのデザインと調和がとれたものであって、かつ、アクセシビリティ等を配慮したものでなければならない。

(掲載募集枠)

**第5条** 広告の掲載枠は、8枠とする。

(広告の掲載基準)

**第6条** ホームページに掲載する広告及び広告主が指定するリンク先のページの範囲は、要綱第3条に定める基準及びいちき串木野市ホームページバナー広告表現ガイドライン（平成19年いちき串木野市告示第67号。以下「ガイドライン」という。）に沿ったものとする。

(広告掲載料)

**第7条** 広告掲載料は、1枠につき月額5,000円とする。

(広告の掲載期間)

**第8条** 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間で、1か月を単位とし、12か月を限度とする。

2 掲載始期は、月の初日の午前8時30分とし、終期は月の末日の午後5時とする。

(募集方法)

**第9条** 広告は、ホームページに募集要項等を掲載して募集するものとする。

(バナー広告掲載の申込み)

**第10条** 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、市長が指定する期間内に、要綱第8条に定める有料広告掲載申込書に、バナー広告デザイン案を添えて、当該申込書の備考欄にそのバナーのリンク先アドレスを記入して提出しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

**第11条** 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、広告原稿を、市が指定する方法により広告主の負担で作成し、市が指定する期日までにフロッピーディスク等により提出するものとする。

2 広告の内容、デザイン及びリンク先のホームページの内容等が要綱、ガイドラインその他法令に抵触し、又はそのおそれがあるときは、市長は、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告主の責任)

**第12条** 広告の内容に関するすべての責任は、広告主が負うものとし、市はその旨をホームページにおいて告知するものとする。

(禁止事項)

**第13条** 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 日本通信販売協会が定めるガイドラインに違反する行為
- (4) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (5) 市又は第三者に対し、財産権(知的財産権を含む。)、名誉及びプライバシーの侵害、誹謗中傷その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為
- (6) 市の広告掲載業務の運営を妨げる行為
- (7) ホームページに関し利用し得る情報を改ざんする行為
- (8) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信又は書き込む行為
- (9) サーバーその他市のコンピュータに不正アクセスする行為
- (10) 市が禁止事項として別に定める行為

(免責事項)

**第14条** 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告の掲載停止による掲載料の返還、損害の賠償等を市に請求しないものとする。

(1) 市のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2) 火災、地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他市のコンピュータへの不正アクセス等に起因するサーバー、通信回線等の事故又は障害による停止

(委任)

**第15条** この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要領は、平成19年5月1日から施行する。

**附 則** (平成21年4月1日告示第49号)

この要領は、平成21年4月1日から施行する。